

行政監視の実施の状況等に関する報告書

令和7年6月

参議院行政監視委員会

目 次

- I 参議院における行政監視機能の強化に向けた取組
- II 調査の経過と概要
 - 1. 調査の経過
 - 2. 行政監視委員会における調査の概要
 - (1) 政府からの説明聴取
 - (2) 政府に対する質疑
 - (3) 参考人からの意見聴取及び質疑
- III 行政に対する苦情

I 参議院における行政監視機能の強化に向けた取組

平成29年2月、参議院では、院の組織及び運営の改革に関する諸問題について調査検討を行う参議院改革協議会が設置された。議長の諮問機関として各会派の代表者により構成される同協議会では、「行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化」が検討項目の一つとして選定され、協議が重ねられた結果、平成30年6月には、各会派の合意に基づき「参議院における行政監視機能の強化」について報告書が取りまとめられた。

同報告書では、参議院が「これまで取り組んできた決算審査の充実とともに、行政の適正な執行を監視、監督することを活動の柱の一つとし、行政監視機能の強化に議院全体として取り組む」こととされ、本会議を起点とした新たな行政監視の年間サイクルの構築と行政監視委員会の活動の一層の充実に向けた取組について記された。

同報告書を踏まえた参議院規則の改正を受け、令和元年8月、行政監視委員会の委員数は30名から35名となった。また、少なくとも毎年1回、行政監視の実施の状況等を議院に報告することとされた。

行政監視委員会は、理事会等において参議院改革協議会報告書における行政監視機能の強化の具体化に向けた取組について検討を行い、平成31年3月、「行政に対する苦情窓口」を設置し、参議院ホームページ等を通じた苦情の受付を開始した。また、行政監視委員会の活動を支えるスタッフの充実のため、人事交流等を開始した。さらに、理事会等において、行政監視機能の強化の在り方に関する協議を重ね、令和2年4月、行政監視機能の強化に関する申合せを行った。

令和2年6月、行政監視委員会は「行政監視の実施の状況等に関する報告書」を取りまとめ、議長に提出するとともに、本会議において行政監視委員長が報告を行った。また、同月、本会議において「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」について政府からの報告聴取及びそれに対する質疑が行われた。以後、参議院改革協議会報告書において求められた新たな行政監視の年間サイクルが積み重ねられている。

Ⅱ 調査の経過と概要

1. 調査の経過

第213回国会（常会）において、令和6年6月4日、「令和5年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」が政府から国会に提出された。6月21日、参議院本会議において、同報告について総務大臣からの報告聴取及びそれに対する質疑が行われた。

総務大臣からの報告においては、政策評価制度の意義、令和5年度の政策評価の実施状況、各府省等と共同した政策効果分析の取組、効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドラインの策定のほか、政府の行政評価・監視機能等と立法府による行政監視機能がいまって行政運営の改善が図られることの意義等について述べられた。

質疑においては、政策評価の取組に関連して、政府の政策形成と評価に関する改革の取組と参議院の行政監視との連携、各府省における政策評価の適切な実施に関する総務省の把握状況、効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドラインの活用促進のための取組などについて問われるとともに、真に必要な案件に政策評価の対象を絞る必要性が指摘された。EBPM（エビデンスに基づく政策立案）に関連して、国や地方自治体におけるEBPMに関する政策能力向上のための取組、設置後1年が経過したこども家庭庁におけるEBPMの実践状況が問われた。また、国と地方の行政の役割分担に関連して、新型コロナウイルス感染症対応に関する国と地方の対等な関係性を踏まえた総務省行政評価局による事後検証、地方自治体等に負担を強いた定額減税の実施に要したコストの検証などについて必要性が指摘されたほか、災害時の対応に関し、災害復旧時の建設機材等の確保や人材派遣における地方自治体間の協力の推進、能登半島地震の被災地復旧に向けた国と地方自治体が連携したボランティアへの支援が求められた。さらに、子供や家庭への支援に関連して、ヤングケアラーに必要な支援を確実に届けるための取組方針が議論されるとともに、フリースクール等に通う家庭・生徒への国による経済的支援の必要性などについて問われた。ジェンダー平等に関連

して、社会全体における男女の地位の平等感が目標値から乖離している要因、選択的夫婦別姓制度の導入、困難を抱える女性への支援を大幅に拡充する必要性などについて議論がなされた。

行政監視委員会は、第217回国会（常会）において、令和7年4月14日、政府からの説明聴取及び質疑を行い、令和7年5月12日、政府に対する質疑を行った。また、令和7年2月26日、国と地方の行政の役割分担に関する件について、参考人からの意見聴取及び質疑を行った。

行政監視委員会では、個別の施策や国と地方の行政の在り方について多岐にわたる議論がなされ、政策評価や行政監視について、国と地方自治体における政策評価やE B P Mの効果的な活用と実施の在り方や、国会や国民を通じた行政監視の在り方について質疑がなされた。また、行政運営の改善に関連し、総務省行政評価局による調査の必要性や個別の調査結果に関連する各府省の取組について問われるとともに、各府省における諸施策の実態把握の在り方や課題と対応等について議論がなされた。国と地方の行政の在り方については、国と地方の連携の在り方や役割分担に関する質疑がなされ、災害対策など諸施策の地域における適正な実施を支える国の支援の在り方について様々な課題や論点が示された。

このほか、行政評価・行政相談及び更生保護に関する実情調査のため、令和7年4月21日、埼玉県において、関東管区行政評価局及びさいたま保護観察所の視察を行った。

2. 行政監視委員会における調査の概要

(1) 政府からの説明聴取

第217回国会において、令和7年4月14日、行政評価等プログラムに関する件、政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について、政府から説明を聴取した。

(2) 政府に対する質疑

第217回国会において、令和7年4月14日、行政評価等プログラムに関する件、政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について、村上総務大臣等に対し、5月12日、国と地方の行政の役割分担に関する件について、あべ文部科学大臣、村上総務大臣、中野国土交通大臣、三原内閣府特命担当大臣、浅尾環境大臣、坂井国家公安委員会委員長等に対し、それぞれ質疑を行った。

質疑においては、官公需における適切な価格転嫁の実施、農業用ため池の防災・減災対策の対応に当たる小規模自治体への支援、就職氷河期世代への支援を行政運営改善調査のテーマに選定する必要性、災害教訓の伝承に関する行政運営改善調査の結果を受けた取組、林野火災に関してたき火を許可制又は届出制とする必要性、病院等に設置するスプリンクラー設備の安価な消火設備による代替、PFAS（有機フッ素化合物）の規制基準を世界水準に合わせる必要性、いじめ問題解決に向けて効果的な取組を行う必要性、会計年度任用職員の処遇改善や制度改革の実施の必要性、民間団体による海外への特別養子縁組のあっせん事案に関する政府の認識、JRAT（一般社団法人日本災害リハビリテーション支援協会）の体制整備に関する支援、全国学力・学習状況調査を廃止又は抽出調査とする必要性、新型コロナウイルス感染症の5類移行後の影響緩和措置を継続する必要性、外国人労働者の住民税未納に対する総務大臣の認識と取組方針、学校給食摂取基準を充足しつつ食育の推進により注力し得る予算の必要性、地方議会の3月議決の予算で7月より前に水害対策工事を完了する方法、高校授業料無償化の対象に朝鮮学校を加える必要性、水俣病患者の救済、道路標識の視認性の全国的な点検、

査証免除措置停止の効果とトルコに対する査証免除措置停止の検討状況などについて議論がなされた。概要は以下のとおりである（○：委員の発言、□：政府の答弁）。

（官公需における適切な価格転嫁の実施）

- 賃上げのための官公需における適切な価格転嫁の実施に向けた内閣府の見解を伺う。
- 弱含んでいる個人消費を後押ししていくためには実質賃金を上げることが重要である。特に地方においては官公需への依存度が非常に高いので、価格転嫁を適正に実施して、賃上げの原資を確保してもらうことが重要である。令和7年6月までに新たに官公需における価格転嫁のための施策パッケージを策定し、官公需における価格転嫁等を抜本的に強化したい。関係省庁一丸となって全力で取り組んでいきたい。

（農業用ため池の防災・減災対策の対応に当たる小規模自治体への支援）

- 総務省の調査において重要な指摘が見られた農業用ため池の防災・減災対策の対応に当たる小規模自治体への国の支援の必要性について伺う。
- 地方自治体は、ため池の防災・減災対策の推進に重要な役割を果たす一方、人材不足等により対策の推進に支障を来しかねない状況と認識している。農林水産省は、ため池サポートセンターへの支援や、管理保全や防災工事等に関する手引の作成等を通じ、技術面等の支援をしている。また、ため池の劣化状況等の評価、防災工事の実施計画の策定、防災工事それ自体等に対し、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策等を活用して財政面でも支援している。

（就職氷河期世代への支援を行政運営改善調査のテーマに選定する必要性）

- 就職氷河期世代への支援を行政運営改善調査のテーマに選定する必要性に対する総務大臣の見解を伺う。
- 行政運営改善調査のテーマは、国民生活等へ大きく影響し改善の必要性が高い

ものや、各府省単独で対処困難な課題等を中心に政策評価審議会での意見等を踏まえ選定している。就職氷河期世代は不本意ながら非正規雇用で働くなど様々な課題に直面しており、そうした困窮している人に必要な支援を届けることが重要である。総務省としては、引き続き関係府省の施策の実施状況等を注視した上で、必要に応じて行政運営改善調査の実施について検討していきたい。

(災害教訓の伝承に関する行政運営改善調査の結果を受けた取組)

- 災害教訓の伝承に関する総務省の調査結果を受けた内閣府の取組を伺う。
- 内閣府においては、内閣府のウェブサイト「防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）」、広報誌「ぼうさい」等での災害教訓に関する情報発信に加え、令和6年度には新たに災害の教訓を伝承する活動などをNIPPON防災資産として認定する制度を創設するなど、災害教訓の伝承活動が普及していくための支援を行っている。今後も、各地域における過去の災害の記憶を継承する活動を促進することにより、住民の防災意識の向上に努めていく。

(林野火災に関してたき火を許可制又は届出制とする必要性)

- 林野火災に関してたき火を許可制又は届出制として消防機関による事前把握を可能とする必要性について伺う。
- たき火には、落ち葉たきやキャンプでの飯ごう炊さんなど様々な火の使用行為が含まれており、許可制又は届出制として一律に規制することは非常に慎重な検討が必要と考えている。現在、総務省消防庁では大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会を開催しているところであり、同検討会において、関係省庁と連携して既存の仕組みの実態等も踏まえながら、たき火の扱いも含め、より効果的な火災予防等の在り方について検討していきたい。

(病院等に設置するスプリンクラー設備の安価な消火設備による代替)

- 病院等が令和7年6月末までに設置しなければならないスプリンクラー設備を安価な消火設備で代替することの可否について総務大臣の見解を伺う。

□平成26年の消防法令改正に伴い新たなスプリンクラー設備が必要となる場合については一定の緩和措置を設けており、例えば、小規模な施設には比較的簡易なスプリンクラー設備を設置することが可能となっている。緩和措置の適用については、市ごとの消防本部に相談してほしい。

(P F A Sの規制基準を世界水準に合わせる必要性)

○P F A Sの規制基準を世界水準に合わせる必要性について伺う。

□飲料水の規制値を見ても各国で多様な議論が行われているのが現状である。日本では、内閣府食品安全委員会において、各国、各機関が参照した最新の知見も含め評価をしている。令和6年6月の同委員会の評価書では、耐容一日摂取量を踏まえた対応が取られることが重要との提言がなされており、環境省としては、まずは飲用に供する水道の水質基準への引上げについて令和7年の春をめどに方向性を取りまとめることとしている。

(いじめ問題解決に向けて効果的な取組を行う必要性)

○いじめ問題解決に向けて教員が子供に接する時間をつくるため、ICTや民間のノウハウの活用等、従来のやり方から抜本的に転換した効果的な取組を行う必要性について伺う。

□学校現場において、子供同士、教師と子供、教師同士といった形の様々な交流やコミュニケーションを通じて人間的な関係を構築していくことで、いじめ問題の解決に向け、効果が出ると考えられる。様々な教育活動を展開していくことは非常に重要ではあるが、文部科学省としては、引き続き、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、再発防止ということで総合的に取り組んでいきたいと考えている。

(会計年度任用職員の処遇改善や制度改革の実施の必要性)

○鳥取方式短時間勤務正職員制度を参考に、総務大臣主導による会計年度任用職員の処遇改善や制度改革を実施する必要性に対する所見を伺う。

□複雑化、多様化する行政需要に対応するため、常勤職員に加え非常勤職員も地方行政の重要な担い手であると認識している。会計年度任用職員に対する処遇改善については、期末手当に加え勤勉手当の支給を可能とする法改正等に取り組んだほか、客観的能力の実証を経た再度の任用が可能であることなどについて地方自治体に通知してきた。今後も、会計年度任用職員を含む地方公務員が十分に力を発揮できる環境や制度の整備に懸命に取り組む。

（民間団体による海外への特別養子縁組のあっせん事案に関する政府の認識）

○民間団体が行っていた海外への特別養子縁組のあっせん事案に関する政府の認識について伺う。

□民間団体が突然事業を停止した当該事案については、把握できる限りの養子等に関する情報を地方自治体が引き継ぎ、養親や養子に対して養子縁組に係る情報提供などを行うとともに、国も当該自治体に相談支援を依頼するなどしてきた。当該自治体が引き続き適切に対応すると承知しており、国も助言等を行っていく。また、日本人の養子と海外の養親の間の特別養子縁組は、日本の家庭裁判所の許可が必要とされており、人身売買に悪用されることは想定されない。

（J R A Tの体制整備に関する支援）

○J R A Tの体制整備について、十分な支援を実施する必要性について伺う。

□J R A Tは、被災地での居住環境の整備や避難所等でのリハビリテーションの実施といった重要な取組を行っていることを認識している。J R A T体制整備事業として、令和7年度予算において3,900万円を計上し、J R A T隊員への専門的な研修の実施や、災害等発生時におけるJ R A T活動に対する支援・連絡調整等に要する費用の補助を行っている。災害時においても、被災者に対して必要なリハビリテーションが提供されるよう、引き続き必要な支援を実施する。

（全国学力・学習状況調査を廃止又は抽出調査とする必要性）

○行政が平均点向上に躍起になり、児童生徒が充実感を得られない全国学力・学

習状況調査を廃止又は抽出調査とする必要性について伺う。

- 本調査に対する全国知事会のアンケート結果において、今後も全ての学校において継続的に悉皆で実施することが重要という肯定的な意見が多くあり、文部科学省としても同様に考えている。

(新型コロナウイルス感染症の5類移行後の影響緩和措置を継続する必要性)

- 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の感染状況等に鑑みて公費支援等の影響緩和措置を継続する必要性について伺う。
- 令和6年4月以降、通常の医療体制への移行に伴い、公費支援は終了した。令和6年度においては、新型コロナワクチンの特例臨時接種から定期接種への移行に伴う激変緩和措置として、地方自治体に助成する事業を実施した。令和7年度は、前年度の接種状況等を踏まえて、低所得者に対する接種費用相当として地方財政措置を講じた上で、新型コロナワクチンの定期接種の地方自治体助成を実施しないこととした。現時点ではこの扱いを変えることは考えていない。

(外国人労働者の住民税未納に対する総務大臣の認識と取組方針)

- 帰国する外国人労働者の住民税未納に対する総務大臣の認識と取組方針について伺う。
- 外国人の中には、地方税制度を含め日本の社会制度に対する理解が十分でなく、意図せず公的義務を履行していない人や必要なサービスを享受できていない人も存在しており、そうした方に社会制度を理解してもらうことが重要である。地方税制度を所管する総務省として、外国人への周知や制度の活用を促すとともに、地方自治体の実情の把握に努めたい。その上で、取り得る対応策について徴収実務を担う地方自治体の意見も聞きながら検討する必要がある。

(学校給食摂取基準を充足しつつ食育の推進により注力し得る予算の必要性)

- 給食無償化に当たり学校給食摂取基準を充足しつつ食育の推進により注力し得る予算を確保する必要性について伺う。

□子供たちが食に関する正しい理解、適切な判断力、望ましい食習慣を身に付けることができるよう学校において食育を推進することは重要であり、文部科学省は、これまでも食に関する指導の手引を作成するなど、学校における取組を促してきたところである。給食無償化に関しては、給食の質の向上を始めとして様々な論点を示されており、安定的な財源の確保と併せて十分な検討を行いながら、意義あるものとなるようにしっかりと取り組んでいきたい。

(地方議会の3月議決の予算で7月より前に水害対策工事を完了する方法)

○地方議会の3月議会で議決される予算で7月より前に水害対策の工事を完了する方法について伺う。

□水害対策事業については、出水期までの実施に向け、年度当初から事業に着手できるよう、適切な予算措置や発注事務を行う必要がある。総務省は、国土交通省と連携し、各地方自治体の関係部局に対し、前年度予算で債務負担行為を設定し、前年度中に契約を締結することで事業着手を可能とすることや、前年度の設計、積算の前倒しにより年度当初の発注を可能とすること等の取組を要請している。また、これらの取組状況について毎年フォローアップをしている。

(高校授業料無償化の対象に朝鮮学校を加える必要性)

○高校授業料無償化の対象に朝鮮学校を加える必要性について伺う。

□朝鮮学校が高等学校等就学支援金制度の対象に指定されなかったことについては、法令の趣旨にのっとり判断したものであり、文部科学省としては、今後の高校授業料無償化の検討課題であるとは認識していない。引き続き、各所管の制度について、法令に基づき適切に運用していきたい。

(水俣病患者の救済)

○胎児性水俣病患者の救済について水俣市での意見交換を受けての環境大臣の認識について伺う。

□二度とこのような被害を起こしてはならない。安心して必要な医療・福祉サー

ビスを受けられる環境の整備は重要な課題の一つと認識しており、患者や家族の要望を聞きながら、胎児性・小児性患者とその介護者の高齢化の状況を踏まえたデイサービス、外出支援等の生活支援、家族と生活できる施設の整備などを行ってきた。さらに、胎児性・小児性患者の外出支援の拡充について、熊本県と共に検討を始めている。今後も医療・福祉の充実に取り組んでいきたい。

(道路標識の視認性の全国的な点検)

- 劣化した道路案内等の標識の視認性について全国的に点検・検証し、改善する仕組みの必要性について伺う。
- 道路案内標識の視認性については、各道路管理者において、道路巡視による目視確認等を踏まえて順次修繕を行っている。一方、視認性に関する具体的な点検方法の策定について様々な意見があることから、今年度より、視認性の判定区分や健全性の診断区分等を記載した点検要領案を作成し、全国の地方整備局等の直轄国道において試行を開始する予定である。また、直轄国道での試行結果を踏まえて、地方自治体を含めた全国展開に向けて取り組んでいく。

(査証免除措置停止の効果とトルコに対する査証免除措置停止の検討状況)

- イランに対する1990年代の査証免除措置停止の効果に対する評価とトルコに対する査証免除措置停止の検討状況について伺う。
- イラン国籍者の不法就労問題を背景に、平成4年に同国への査証免除措置を一時停止している。同措置については、両国の情勢等が一定ではなく、一様に評価することは困難であるが、一時停止以降、不法在留者数や検挙人数は減少傾向にある。トルコとの査証免除措置は、日・トルコ間の人的交流を通じた友好的な関係に貢献している。同国とは出入国在留管理上の懸念解消に向け、対話、協力を進めており、査証免除措置を直ちに停止する必要はないと考えている。

(3) 参考人からの意見聴取及び質疑

第217回国会において、令和7年2月26日、国と地方の行政の役割分担に関す

る件について、慶應義塾大学大学院法務研究科教授飯島淳子君、明治大学公共政策大学院教授西出順郎君及び京都府立大学学長特別補佐・公共政策学部教授窪田好男君から意見を聴取し、各参考人に対し質疑を行った。

質疑においては、政策の有効性等に関する評価とデータ活用の在り方、災害対策における国と地方の役割分担原則の発展可能性、地方自治法が想定する役割分担原則と現状、EBPMに基づく評価を行う対象を整理する必要性、京都市の政策評価における工夫、新型コロナウイルス感染症対応における国の事務連絡、国会の行政監視機能、地方の活力をつくり出すための国の支援の在り方、国民が行政監視に参加しEBPMに取り組むことに対する所見などについて議論がなされた。各参考人の意見及び議論の概要は、以下のとおりである。

【参考人の意見の概要】

飯島 淳子 参考人（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）

国と地方の行政の役割分担というテーマに照らして、地方自治法上の基本原則について確認した上で、地方創生を素材として若干の検討を行いたい。

役割分担原則は、第一次地方分権改革によって地方自治法の基本原則として掲げられ、国の事務を限定し、地方公共団体の事務を増やす意味に加え、地方公共団体に配分された事務に対する国の関与を抑制する意味を有している。

役割分担原則は、近時は大きく二つの方向での議論がなされている。

一つは、危機管理における国の役割の強化が必要だとするものである。コロナ禍において、国と地方の役割分担が不明確、不透明で、調整等が十分に機能しなかったとして、感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法、地方自治法が改正された。

もう一つは、役割分担原則の根本的な見直しを要求するものである。例えば、全国知事会は、事務配分に関し、全国一律で実施する事務について国の直轄事務化、国の立法権の関与に関しては、自治立法権の拡充を主張している。

このように、役割分担原則の見直しが行われる中、その本来の意味、意義が試されることがある。その例として地方創生を取り上げたい。

まち・ひと・しごと創生法は、基本法的法律としての性格を有し、トップダウンの計画体系とK P I（重要業績評価指標）に基づく評価によって、人口減少と東京圏への一極集中を制御しようとするものである。そして、地方創生総合戦略は、交付金を通じたコントロールを伴いつつ、広域連携や公共私連携も手段として実現されることになっている。

地方創生は人口減少への対応に大きな意義を有するが、課題も指摘されている。

一つは、国による緩やかな地方自治体の動員であるというものであり、計画と交付金による集権化が懸念されている。

もう一つは、事業としての行政という性格から、その統制が難しいという問題である。事業としての行政は、地域社会ないし国民社会全体に視点を置き、事業全体の適正な実施、運営を目指すものであり、法的規律密度が低く、特定の人の権利義務に関わるものではないため、行政による私人の権利利益の侵害に対し、裁判所が救済を図る裁判的統制は必ずしも十分には機能し得ない。

こうした課題を抱えた地方創生が、2.0という名の下で再始動されようとしているが、これについて若干の検討を加えたい。

地方創生2.0の掲げる国づくりやこの国の在り方という言葉は、これまでの改革の成果、その内容の是非という問題提起を含んでいる。内容を充填することは一つの正当な選択であるが、地方創生もかたちが整っていなければ、その内容は融通無碍に流れてしまう。そこで、地方創生のかたちを点検しておきたい。

地方創生のかたちを読み取るために用語に注目すると、「自治体」は、自治体による調達の促進と自治体同士の広域連携という文脈でしか用いられず、国と並ぶ行政主体という意味合いでは登場しない。自治体は、官として官民連携や産官学金労言の協働に組み込まれているようにも見える。官民連携がまちづくりや人づくりの主体とされ、産官学金労言はステークホルダーとして協働するとされている。民の役割の重視、生活者ではなく事業者である民の位置付けは地方創生2.0の一つの特徴であるようだ。仮に自治体は、官として産学金労言ないし民と同列であるとする、地方創生施策の決定、実施について誰が責任と権限を負うのかという問題が残る。

また、「人の流れ」という言葉は、関係人口に着目する文脈で用いられており、特に、若者や女性に焦点が当てられている。東京圏への一極集中の主な要因として、若者や女性を施策の重点対象とすることは合理的かもしれないが、若者・女性というカテゴリーが施策によって誘導されること、若者・女性とそれ以外の者とが区別されることは法的検討の対象になり得る。この点に関連し、魅力ある働き方、職場づくりを起点とした地域社会の変革が必要であるという考え方について、若者・女性が仕事の側面から重視されると、官民連携や産官学金労言の協働とは符合するが、人も経済政策に吸収されかねない。これが「楽しい日本」という価値観の転換に沿うものか、考えてみる必要があるだろう。

地方創生2.0として最も難しいのは統制の仕組みである。総合戦略の策定、実施、評価、見直しという行政のPDCAと、予算の配分、執行、統制、是正という財政のPDCAが連動して事業が決定、実施される。行政プロセスと財政プロセスが連動する事業を統制する役割は、国会が担うのにふさわしいように思う。そして、実体面の統制としては、役割分担原則は一つの規範となり得るだろう。また、手続面の統制としては、行政に説明責任と見直し義務を果たさせなければならず、それは国会の出番ではないかと考えている。

西出 順郎 参考人（明治大学公共政策大学院教授）

国と地方の役割分担、政策評価、行政経営の三つの視点から意見を述べたい。国のみならず地方自治体でもEBPMの定着が重要であり、そのためにはオールジャパンで協働を推進し、効力を発揮していく必要がある。そのための一つとして、全国の地方自治体がEBPMを共有できるよう、「EBPMデータバンク」の設置が大事であると考えている。

EBPMの定着化はどの地方自治体も望んでおり、国においても、積極的に推進されている。しかし、実態として、まだまだ工夫が必要な状況である。小規模な地方自治体でも数百、大規模な地方自治体では千～二千を超える政策手段が存在している。それらについて信頼性のあるエビデンスをどのように確保するかが大きなボトルネックとなっている。一つや二つのエビデンスを準備することは可

能かもしれないが、地方自治体の政策としての全体最適を実現するためには、相応の数のエビデンスのデータが必要である。

現在、エビデンスがつくられない要因は二つある。一つ目は、データ収集に掛かる費用である。二つ目は、集めたデータを客観的かつ科学的に統計的な作法にのっとり解析する人材の不足である。この2点をどう乗り越えていくのかがEBPMを定着させるための課題だと考えられる。

地方自治体の職員は政策手段の実施に時間を掛けており、一人が複数の事務事業を担当している。その中で評価を行い、それを踏まえて翌年度の政策の基本的な方向性を議論し、予算要求、査定、編成という流れを毎年繰り返しており、更にエビデンスをつくるために時間とお金を割くのは現実的ではなく、二の足を踏んでしまう。

こうした課題を解決するために、全国の地方自治体が協力してエビデンスを作成し、共有する仕組みを構築してはどうかと考えている。極端に言えば、一つの地方自治体が1年に一つエビデンスをつくれば、1年で1,741のエビデンスが確保できる。日本の地方自治体は、地域性や独自性はあるものの、類似した事務事業を実施している場合が多い。したがって、ある地方自治体で作成されたエビデンスが他の地方自治体でも活用できる可能性は非常に高い。

この仕組みを実現するために、国と地方の役割分担が必要である。国はエビデンスをつくるための財源を拠出し、地方自治体はその財源を元にエビデンスを確保するための分析を行う。そして、国は集めたエビデンスを一元管理し、使い勝手のよいデータベース、すなわち「EBPMデータバンク」として全国の地方自治体に提供する。もちろんその情報は各府省でも有効に活用される情報となる。

例えば、各府省の地方自治体向けの補助事業に関しては、地方自治体にエビデンス確保のデータ分析作業を行ってもらい制度設計にすることが考えられる。事業予算のほかに、データ分析をするための予算を確保することが大事である。

具体的なイメージとして、まず、各府省が地方自治体にデータ分析してもらい補助金制度を選ぶ。そして、選んだ補助金制度に対して、地方自治体から事業申請があり、各府省が採択した事業の中からエビデンスをつくってもらい対象事業

をEBPMデータバンクが取捨選択して、予算を付けて各地方自治体にエビデンスの作成を依頼する。各地方自治体は様々な手法を用いてエビデンスを作成し、EBPMデータバンクに提出する。EBPMデータバンクはそれを活用しやすい形に加工し提供する。そうしたスキームが実現できないかと考えている。

最近の報道でも地方創生の交付金のエビデンスの問題が連載で取り上げられるなど、地方におけるエビデンスに基づく政策立案への期待は高まっている。その期待に応えるためにも、国と地方自治体が協力・連携してエビデンスを作成し活用する基盤を築くことが必要であり、エビデンスさえそろえば、地方自治体はそれに基づいてEBPMを実現できると考えている。

窪田 好男 参考人（京都府立大学学長特別補佐・公共政策学部教授）

地方の現場において行政改革、地方創生、デジタル田園都市国家構想の実現、大学の地域貢献等に取り組む中で直面している課題とそれに対する改革のビジョンから、国と地方の役割分担についてどのようなことが求められているかについて述べる。

私は公共政策学の研究者として、政策評価や約30年前に三重県事務事業評価システムに始まった地方自治体の自治体評価の研究と実践を行っている。自治体評価に関しては、事務事業や施策ごとに評価表を作成し、外部評価者を集め、意見をまとめて行政をチェックするといった取組を行っている。また、その結果を社会に伝えるために冊子や動画を作成し、分かりやすく伝える工夫をしている。加えて、ケースメソッドやゲーミングといった新しい手法を用いた政策人材の育成にも注力しているほか、地方創生やデジタル田園都市国家構想に関する取組として、地域の高校生を対象とする高校生ユースバー養成講座や小学生向けのドローン飛行体験イベントなども行っている。さらに、大学による地域貢献として、京都府北部にサテライトオフィスを設置し、産学官連携や高大連携に取り組んでいる。

国と地方の課題について述べると、これから数十年掛けて人口が激減するという日本にとって初めてと言ってもよいような体験をしていく。その中では少子高

齢化が進み、更には単身高齢世帯の増加等の問題に直面すると言われ続けている。また、多くの人々は都市に住みたがり、地方に住む人が減る中で無居住地域が増えるのではないかと危惧されており、今までどおりの社会の在り方を維持することは難しいのではないかと、そこにどう取り組むのかという問題に直面している。

国と地方が協力した上での対応策として、未来の鍵と表現されているものが5つある。まずは女性の活躍である。人手不足だから活躍すべきという文脈になってはならないが、女性の活躍を増やしていくことで減少する人口への対応策をしたい。次に外国籍住民の活躍や、年を取っても可能な限り働いていく生涯活躍、さらに一人二役、三役を担っていく二地域居住や多地域居住、最後にA I、自動運転、ドローンの活用等のデジタル化が挙げられており、研究されてきている。

これからの国と地方の役割について述べれば、自治体評価や政策評価を用いた国や地方の行政改革、政策人材の育成は重要である。しかし、同時に限界もあると考えている。自治体評価にどのような意味があるのか、30年近くに及ぶ研究や実践を通じて改めて考えると、国や地方自治体がどのような公共政策を行っており、どのような成果を上げているかを社会と共有する点に大きな意味がある。また、施策や事務事業の中に極めて非合理的なものがあれば発見できるという効果があり、地方自治体と国の公共政策を可視化していくものである。

地方の政策人材にはもちろん期待しており、引き続きその育成に力を尽くしたいが、どうしても地方で活動するという立場から視野が限られてしまいがちであり、なかなか日本全体のことを考えたり未来を見たりすることは難しく、未来を創造する大胆なビジョンと公共政策を構想するというよりも、身近な周囲のために既存の制度を利用し尽くすというような発想になりがちである。そうした中で問題に対応できるかといったら、難しく思うところでもある。

私の研究や体験の中からは、いよいよ地方がもたないときが来ているのではないかと、そのような思いを持たざるを得ない。国と地方の役割ということで言えば、改めて国による大胆なビジョンと公共政策が必要と考える。

【議論の概要】（○：委員の発言、△：参考人の答弁）

（政策の有効性等に関する評価とデータ活用の在り方）

○E B P Mにおける政策の有効性等に関する評価とデータ活用の在り方について伺う。

△評価のための予算を付けても、事業に対する良しあしの議論をされてしまうため、地方自治体は二の足を踏んでしまう。したがって、あえて評価とは言わず、価値判断を伴わないデータ収集と分析にこだわり、データを何にどのように使うかは地方自治体に任せることで、お手盛りの意味合いの作業を排除したい。事業の有効性の評価につながる直接的な情報を抛出するような分析にはならないことを心掛けていく方が大事であると考えている。

（災害対策における国と地方の役割分担原則の発展可能性）

○災害対策における国と地方の役割分担原則の発展可能性について伺う。

△災害対策基本法は市町村を主体としつつも、市町村が対応し得ない場合には都道府県や国との連携も定めている。また、最近の個別法では個人が支えられないところを地域社会が補うことを期待するものが多いと思われる。地域が衰退している中で地域に責務を与えていることに矛盾を感じつつも、地域の役割を踏まえた市町村の役割という観点から役割分担原則の可能性を追求したい。

（地方自治法が想定する役割分担原則と現状）

○2000年に地方自治法が想定していた役割分担原則に照らした現状に対する所見を伺う。

△最近の議論として、危機時における国の役割の強化のほか、デジタル化による集権も指摘されている。デジタルは区域を超えるものであり、そもそも集権的な傾向を帯びている。これまでは、地方自治体それぞれでシステム開発をしてきたが、現在は、デジタル化について国の役割が求められている。小規模自治体からの事務の返上など、デジタル化の中で役割、事務の配分を見直す必要はあるが、役割分担原則に沿って変えていくべきであると考えている。

（EBPMに基づく評価を行う対象を整理する必要性）

○EBPMに基づく評価を行う対象を整理する必要性について伺う。

△全ての政策を科学的根拠で価値判断することはできない。例えば大学の価値や効果を測る際には、就職状況、個々人の論理的思考やプレゼンテーション能力の向上への寄与など様々な観点がある。これら进行评估しようとするれば一つの物差しでは測れない。しかし、評価をしようとする、物差しの数を限定しなければならず、それで教育を測れるのかという議論がある。無理をして全ての政策を一律に評価することは結果的に無駄を生じさせるということは考えられる。

（京都市の政策評価における工夫）

○課題に対する政策手段の不合理的な解決のための京都市の政策評価における工夫について伺う。

△政策、施策、事務事業の必要性、これらの評価に掛けるコスト、用いる手法といった価値判断においては民意が極めて重要なのではないかと思う。科学的に分かったことと民意とは相違があるとは思いますが、それぞれがそれぞれとして尊重されるべきであろう。政策の必要性の価値判断は、人によって様々な正しさというものがあるので、政策評価に関わる制度では民意と科学的な手法の両方が重要であることを強調したい。

（新型コロナウイルス感染症対応における国の事務連絡）

○新型コロナウイルス感染症対応において国が事務連絡を乱発したことの法的な問題点について伺う。

△国レベルにおいても極めて資源が制約されている中では、まず目の前の課題に対応するために、法規という形には至らない事務連絡というインフォーマルな手段を用いざるを得ない状況はあっただろう。ただ、地方自治体側としては実質的には従わざるを得ない状況はあった。国の関与という意味において、法的拘束力のないもので実質的には強制するという、非常に大きな問題をはらんでいたものと認識している。

（国会の行政監視機能）

○日本の国会の行政監視機能に対する所見を伺う。

△二つの院がそれぞれの立場から行政を監視していく意味はあり、二院制の下での審議と選挙を通じて行政に対するコントロールが利いていると考えている。そうした中で、行政評価を使いながら行政監視を行う委員会が設けられていることは、行政評価等の研究を行う立場から非常に有り難く思っている。

（地方の活力をつくり出すための国の支援の在り方）

○日本全国の活力が失われていることに関して、地方の活力をつくり出すための国の支援の在り方について伺う。

△地方に活力がなくなっている原因として、住民、地方自治体職員、民間の働き手の圧倒的な不足が挙げられる。そして、デジタル化等を進めていく中でも、都市部では当たり前になっているものでも、疲弊している地方では導入できず、ますます人が来てくれないということがある。デジタル化やAIなど、標準的に必要となるものについては、国のビジョンと政策で強力に進めてもらいたい。

（国民が行政監視に参加しEBPMに取り組むことに対する所見）

○国民が行政監視に参加しEBPMに取り組むことに対する所見を伺う。

△欧米で最近注目を浴びている言葉でシチズンサイエンスというのがあり、政策への活用を前提として、行政や大学機関の研究活動に一般市民も参加するものである。その目的は、情報の透明性を高めること、参加している市民の一般的なリテラシーを高めること、市民も参加して結論を導くことにある。このような市民にも政策立案活動に参加してもらおうという取組は、今後の日本においても参考になると考えている。

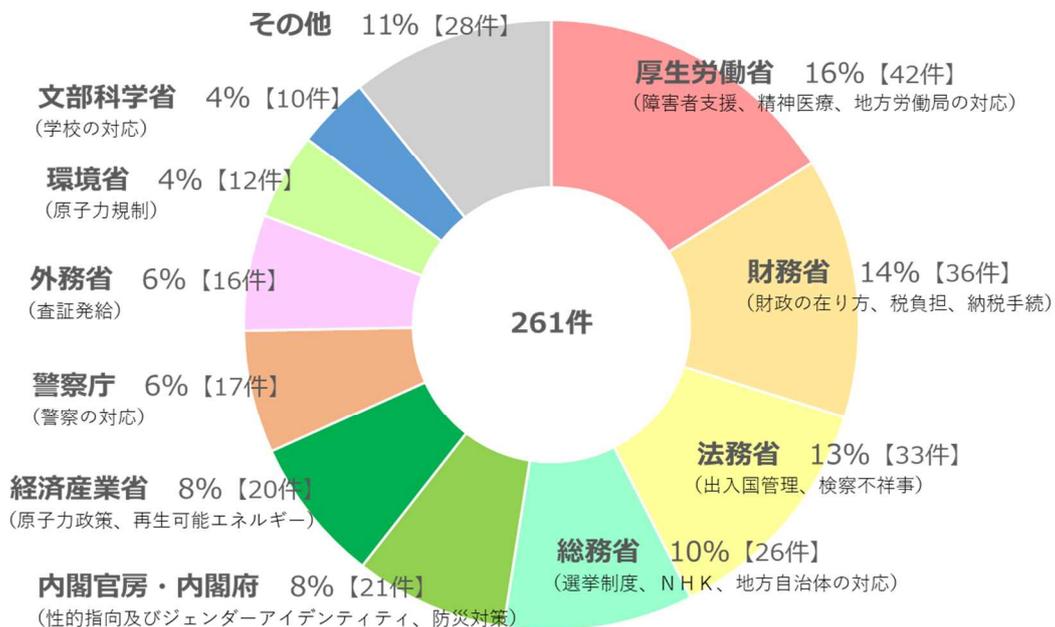
Ⅲ 行政に対する苦情

平成30年6月の参議院改革協議会報告書において「参議院ホームページ上に苦情窓口を開設し、国民から寄せられる苦情も調査の端緒として活用する」とされたことを踏まえ、参議院ホームページ等を通じて寄せられた行政に対する苦情を行政監視委員会における調査の基礎的な資料の一つとするべく、平成31年3月、「行政に対する苦情窓口」を設置した。

同窓口において、令和6年5月から令和7年4月までに受理した行政に対する苦情は261件であり、所管府省庁別の内訳は以下のとおりである。

【行政に対する苦情の所管府省庁別内訳】（令和6年5月～令和7年4月）

※（ ）は主な案件



<参考>

同窓口を設置した平成31年3月から令和7年4月までに受理した行政に対する苦情は1,946件であり、所管府省庁別の内訳は以下のとおりである。

【行政に対する苦情の所管府省庁別内訳】（平成31年3月～令和7年4月）

